

会津若松市役所での手続きチェックリスト

※一部市役所以外の手続きも含まれています。

※本人確認書類の例：マイナンバーカード、運転免許証等

区分	No.	該当	手続済	該当事項	手続き内容	手続き期限・期間	手続き窓口	ページ
死亡届 火葬許可	1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	死亡届の提出、火葬許可・ 斎場利用許可の申請	※火葬がお済みの場合は、 すでにこの手続きは 完了しています	死亡を 知った日から 7日以内	市民課	P.11
住民 登録等	2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	故人が世帯主だった世帯 (3人以上の世帯の 世帯主が亡くなったとき) ※該当の世帯には 別途お知らせします	●世帯主変更の手続きを してください	死亡届出後 14日以内	市民課、 各市民センター、 北会津支所、 河東支所	P.11
	3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証、 市民カード (Aoiカード) を お持ちの方	●各カードを お返してください	すみやかに	市民課、 北会津支所、 河東支所	P.11
	4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード、 個人番号通知カードを お持ちの方	●お返しただかなくて 結構です (各種手続きで 個人番号を使用する 場合があります) 手続き終了後に カードを破棄してください	—	市民課	P.12
	5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	在留カード、 特別永住者証明書を お持ちの方	●地方出入国在留 管理局へお返ください 詳しくは手続き窓口へ お問い合わせください	すみやかに	仙台出入国 在留管理局 郡山出張所	P.30
	健康保険	6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民健康保険の 被保険者だった方	●資格確認書等を お返ください (お持ちの方のみ) ※亡くなった方が 世帯主で、同世帯に 国保に加入している方が いるときは、資格確認書等 の書替え (世帯主変更) が 必要です	【資格確認書等の返還】 すみやかに 【世帯主変更】 すみやかに	国保年金課、 北会津支所、 河東支所
7		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●葬祭費の手続きを してください		葬祭を行った日の 翌日から2年以内		
8		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	●資格確認書等を お返ください	すみやかに			
9		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療の 被保険者だった方	●葬祭費等の手続きを してください	【葬祭費の支給申請】 葬祭を行った日の 翌日から2年以内 【相続人代表者の届出】 すみやかに		
公的年金	10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	国民年金被保険者、 年金を受給していた方	●お問い合わせください	すみやかに (年金加入状況に よって変わります)	【電話予約制】 会津若松 年金事務所	P.14 } P.15

WEB で簡単に手続き抽出
「おくやみ手続きナビ」



区分	No.	該当	手続済	該当事項	手続き内容	手続き期限・期間	手続き窓口	ページ	
介護保険	11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	介護保険証等をお持ちだった方	●介護保険証等をお返してください	すみやかに	高齢福祉課、 北会津支所、 河東支所	P.16	
	12	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	高額介護サービス費を受給されていた方	●振込先の変更手続きをしてください	すみやかに			
子育て	13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給されていた方	受給者が死亡した場合 ●未支払児童手当の請求をしてください ●新しい請求者への変更手続きをしてください	死亡日の翌日から15日以内	こども家庭課、 北会津支所、 河東支所	P.17 ～ P.18	
	14	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		対象児童が死亡した場合 ●喪失または減額の手続きをしてください	すみやかに			
	15	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	子ども医療費受給資格証をお持ちの方	被保険者(保護者)が死亡した場合 ●受給資格内容変更の手続きをしてください	すみやかに	こども家庭課、 北会津支所、 河東支所		
	16	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		対象児童が死亡した場合 ●受給資格証をお返してください	すみやかに			
	17	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給されていた方	●こども家庭課へお問い合わせください	死亡日から14日以内	こども家庭課		
	18	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭医療費助成を受給されていた方	●こども家庭課へお問い合わせください	すみやかに			
	19	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給されていた方	●こども家庭課へお問い合わせください	死亡日から14日以内	こども家庭課		P.17
	20	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給されていた方	●こども家庭課へお問い合わせください	死亡日から14日以内			P.19
税金	21	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市税等を口座振替で納付している方で口座名義人が死亡した場合	●登録口座の廃止・変更手続きが必要です	すみやかに	市内の金融機関 または納税課	P.19	
	22	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	原付バイク、小型特殊(コンバイン等)を所有していた方	●税務課へお問い合わせください	【名義変更】死亡日から15日以内 【廃車・譲渡】死亡日から30日以内	税務課 諸税グループ、 北会津支所、 河東支所	P.20	
	23	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	軽自動車、軽トレーラーを所有していた方	●名義変更・廃車等の手続きをしてください	すみやかに	軽自動車検査協会 (福島事務所)	P.29	

市役所での手続きチェックリスト

区分	No.	該当	手続済	該当事項	手続き内容	手続き期限・期間	手続き窓口	ページ
税金	24	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市・県民税が課税されていた方	●相続人指定届の提出をお願いします	すみやかに	税務課 市民税グループ	P.20
	25	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	土地・家屋を所有していた方	●現所有者の申告をお願いします ※土地・家屋の相続登記手続きについては法務局へお問い合わせください ☎ 27-1498	現所有者であることを知った日の翌日から3か月以内	税務課 家屋・償却資産グループ	P.21
土地 ・ 道路等	26	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	扇町土地区画整理事業徴収清算金を納付していた方	●徴収清算金債務承継届の提出をお願いします お問い合わせください	すみやかに (おおむね2週間以内)	開発管理課 区画整理グループ	—
	27	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	道路占用をしている方	●占用者の変更手続きが必要です	すみやかに (おおむね2週間以内)	開発管理課 路政グループ	P.21
	28	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法定外公共物（水路等）を使用している方	●使用者の変更手続きが必要です	すみやかに (おおむね2週間以内)		
農地 (農業) 山林	29	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	山林を所有していた方	●お問い合わせください (法務局での相続手続きが済んでから)	山林の所有者となった日から90日以内	農林課	P.22
	30	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた方	●お問い合わせください (法務局での相続登記が済んでから)	相続登記完了後、すみやかに	農業委員会 事務局	P.23
	31	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた方	●農協窓口で死亡届の手続きが必要です お問い合わせください	すみやかに	会津よつば農業協同組合各支店	P.23
障がい	32	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳をお持ちの方	●手帳をお返しく下さい	すみやかに	障がい者支援課、 北会津支所、 河東支所	P.24 ～ P.25
	33	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	●手帳をお返しく下さい	すみやかに		
	34	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	療育手帳をお持ちの方	●手帳をお返しく下さい	すみやかに		
	35	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい者医療費助成を受給されていた方	●受給者証をお返しく下さい	すみやかに		
	36	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当等を受給されていた方	●喪失の手続きをしてください	すみやかに		
	37	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方	●受給者証をお返しく下さい	すみやかに		
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	外出支援事業利用券をお持ちの方	●残っている利用券をお返しく下さい	すみやかに		
	38	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	指定難病（特定疾患）医療受給者の方	●受給者証をお返しく下さい	病院等への支払い終了後、すみやかに		会津保健福祉事務所 健康増進課
39	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	小児慢性特定疾病医療受給者の方	●受給者証をお返しく下さい	病院等への支払い終了後、すみやかに	会津保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	P.30	

区分	No.	該当	手続済	該当事項	手続き内容	手続き期限・期間	手続き窓口	ページ
納骨堂 ・ 市営墓地	40	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	大塚山納骨堂の永年合葬室を生前登録していた方	●収蔵申請が必要です 環境共生課へ お問い合わせください	納骨の 14日前までに	環境共生課	P.26
	41	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	使用者が死亡（権利を承継して埋葬する場合）	●承継届と埋蔵届が必要です	すみやかに （※埋蔵届は納骨前までに）		
	42	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市営墓地を使用している方 ・大塚山墓園 ・真宮墓地公園 ・一本木墓園 ・冬木沢墓園 ・会津若松市墓地	使用者以外が死亡（これから埋葬する場合）	●埋蔵届が必要です	納骨前までに	
	43	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	使用者が死亡（管理料を口座振替しており、新たな使用者も管理料を口座振替で納付したい場合）	●登録口座の変更が必要です	すみやかに	市内の 各金融機関	
市営住宅	44	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市営住宅に入居していた方	●お問い合わせください	すみやかに （おおむね 2週間以内）	建築住宅課	P.27
県営住宅	45	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	県営住宅に入居していた方	●お問い合わせください	すみやかに	会津地区 県営住宅 管理事務所	P.29
し尿 くみ取り	46	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	し尿くみ取りのトイレを使用している方 ※北会津町、真宮新町、河東町を除く	●くみ取り停止、利用者変更の手続きが必要です お問い合わせください	死亡届出後 14日以内	環境共生課	P.27
上下水道	47	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用している家庭で使用名義人が死亡した場合	●お問い合わせください	すみやかに	会津若松市 上下水道 料金センター	P.28
	48	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	地下水を使用し下水道などに接続している方	●人数変更手続きが必要です お問い合わせください	すみやかに		
	49	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上水道の給水装置を所有または管理している方	●お問い合わせください	すみやかに	会津若松 アクアパートナー 株式会社	